

「第3次ちとせ男女共同参画推進プラン（素案）」
パブリックコメント（市民意見公募） 閲覧用資料

意見募集	平成 28 年 12 月 12 日（月）～平成 29 年 1 月 11 日（水） 郵送の場合は当日消印有効
応募資格	千歳市内に在住、在勤又は在学の方
意見の提出方法	「意見書」用紙に住所・氏名（法人の場合は、その名称・事務所所在地等の連絡先）・電話番号・ご意見等を漏れなく記載してください。 郵便、ファクシミリ、電子メール、意見箱へ投函のいずれかにより提出してください。 記載事項漏れや電話・口頭でのご意見は、提出意見として取り扱わない場合があります。
意見の提出先・問合せ	〒066-8686 千歳市東雲町 2 丁目 34 番地 千歳市企画部市民協働推進課男女共同参画推進係 電話　：0123-24-0551（直通） FAX　：0123-22-8852 e-mail：shiminkyodo@city.chitose.hokkaido.jp

第3次ちとせ男女共同参画推進プラン（素案）概要版

第1章 プランの策定に当たって

1 策定の趣旨（本編P1）

男女共同参画社会基本法においては、「男女共同参画社会の実現」は、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要であるとされています。

千歳市においては、平成9年度に「ちとせ女性プラン」を、平成18年度には、第2次プランとなる「ちとせ男女共同参画推進プラン」を策定し、あらゆる場における男女共同参画社会の形成促進のため、事業を推進してきました。

しかしながら、女性の多様な分野への参画や就労、ワーク・ライフ・バランスの推進、DVの防止と相談支援の充実など、多くの課題が残されています。

このことから、あらゆる分野における意識啓発を繰り返し実践していくことが重要であり、より主体的に地域や職場など、多くの市民と協働しながら課題に取り組み、事業を推進するため、第3次ちとせ男女共同参画推進プランを策定するものです。

2 性格（本編P2）

男女共同参画社会基本法に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置付けるものであり、千歳市における男女共同参画社会の実現に向けた総合的な施策の指針です。

女性活躍推進法に基づく「市町村推進計画」を兼ねています。

DV防止法に基づく「市町村基本計画」を含有しています。

3 期間（本編P2）

計画期間は、平成29年度～平成38年度（2017年度～2026年度）の10か年計画とします。

4 策定体制（本編P2～3）

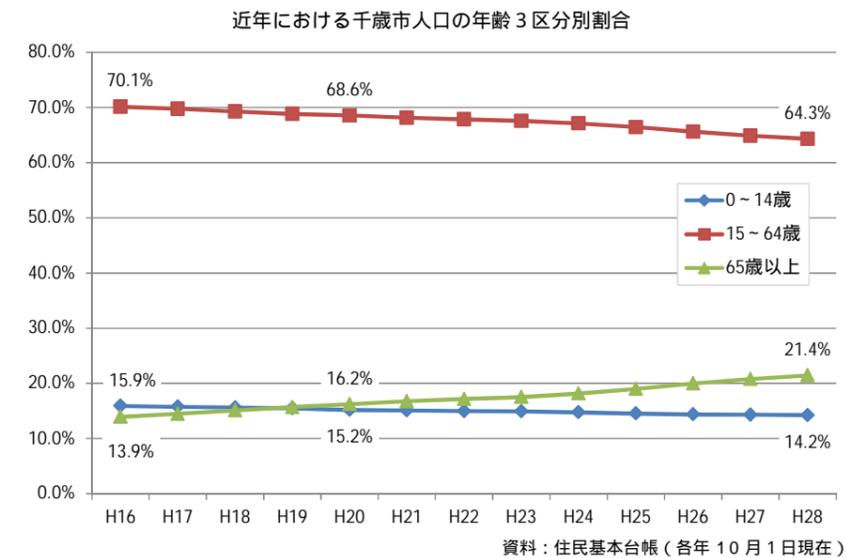
庁内組織である「千歳市男女行政推進委員会」及び庁外組織である「ちとせ男女平等推進会議」における計画案の審議等を経て策定しています。

5 千歳市の現状と課題（本編P4～7）

（1）現状

少子高齢化の進展

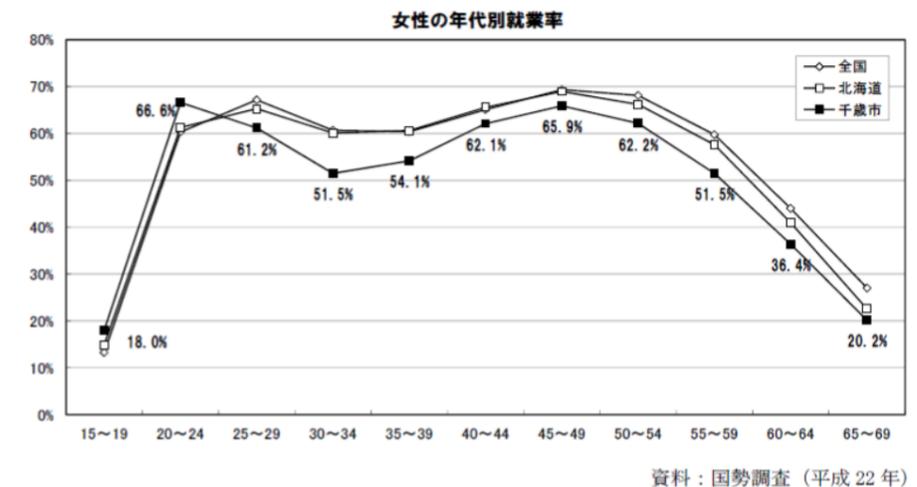
千歳市は、北海道内において人口増加を続けている数少ない都市ですが、生産年齢人口（15～64歳）は年々減少しています。



女性の就業状況

就職するものの結婚等に伴い一時的に離職するため、20代・30代の就業率が下がる、いわゆるM字カーブを描いています。

また、25歳以降の就業率は全国水準・北海道水準よりも低くなっています。



女性の就労意識

「仕事を続けたい」と考えている人が約4割、これに「子育て後に再び仕事を
持つ」を合わせると、約8割の人が「仕事をしたい」と考えています。

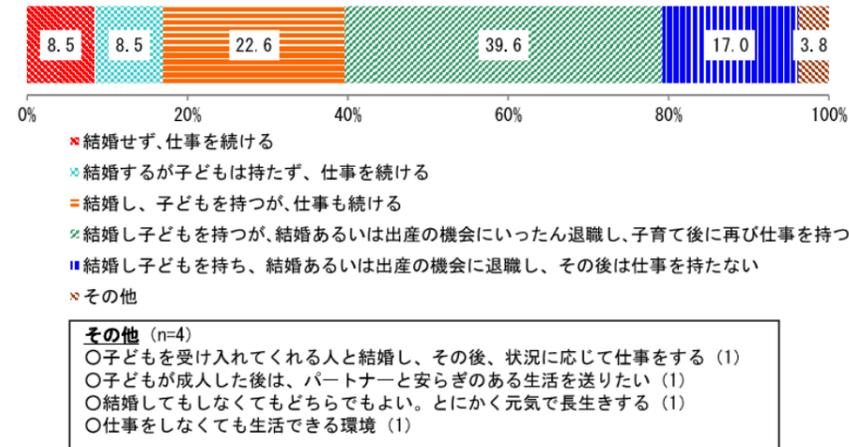
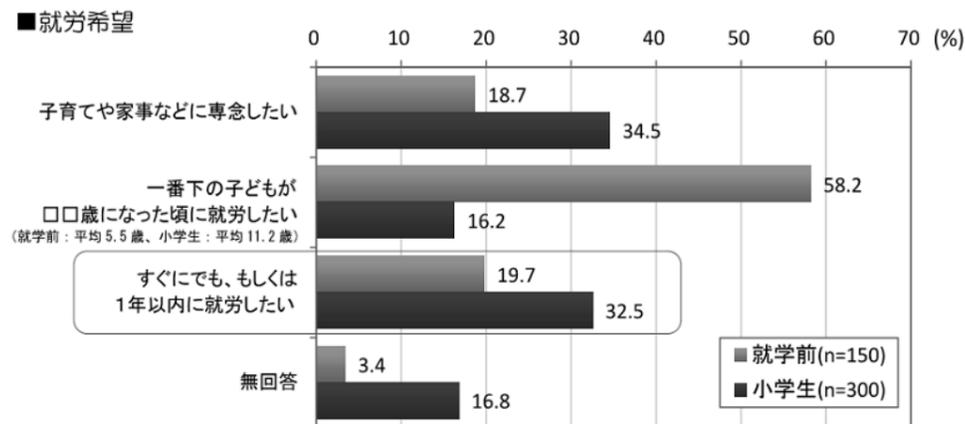


図 3-4-1 理想とする人生 (SA)
【独身女性限定 * 不明除く】 (N=106)

資料：市民の結婚・出産・子育てに関する意識調査(平成 27 年)

また、就労していない母親の就労意識は、就学前の子どもを持つ母親の約 8 割、小学生の子どもを持つ母親の約 5 割が「就労したい」と考えています。



資料：千歳市子ども・子育て支援アンケート(平成 25 年)

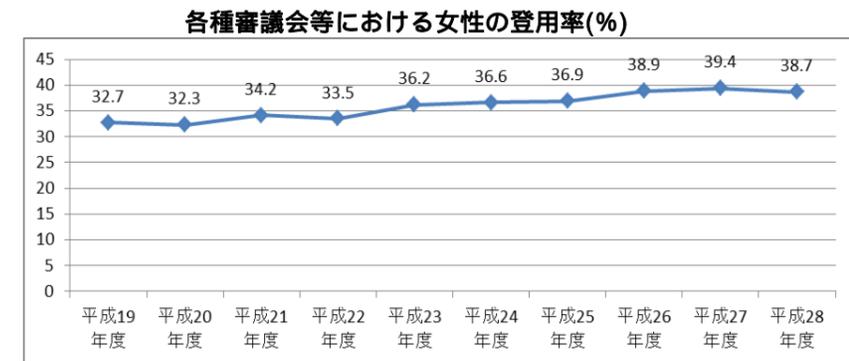
男性の就労時間

平成 25 年に実施した「千歳市子ども・子育て支援アンケート」によると、父親の1日当たりの就労時間は、8時間以上働いている人が約9割となっており、そのうち12時間以上働いている人が約2割存在しています。

働く場面においては、長時間勤務等が当然とされている働き方を前提とする労働慣行が依然として根付いており、育児・介護等と両立しつつ能力を十分に発揮して働きたい女性が思うように活躍できない背景となっています。

市の各種審議会等における女性の登用率

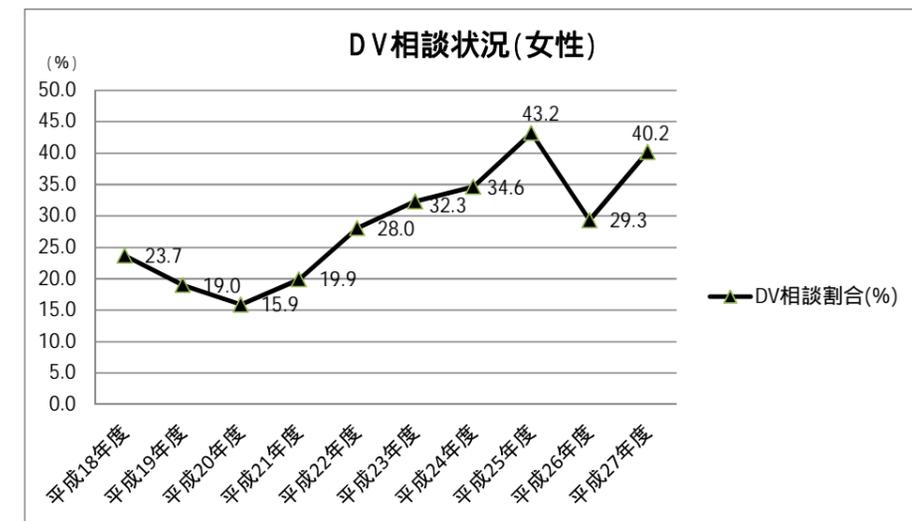
平成 19 年度以降、女性の登用率は上昇しており、目標である 40%に向けて着実に推進しています。



資料：市民協働推進課(各年4月1日現在)

DV相談の状況(女性)

女性相談実績のうち、配偶者からの暴力(DV)被害に関する相談人数の割合は、近年は3~4割で推移しており増加傾向にあります。



資料：市民生活課

防災対策

国は、第3回国連防災世界会議(平成 27 年 3 月)で採択された「仙台防災枠組 2015-2030」を踏まえ、防災・復興に係る意思決定の場に女性が参画し、リーダーとして活躍することを推進としています。

(2) 課題

千歳市における現状と国の第4次男女共同参画基本計画において改めて強調している視点を踏まえ、主に取り組むべき課題を次のとおり抽出しました。

女性の潜在的な就労意欲への対処

千歳市の女性の年代別就業率、いわゆるM字カーブは、全国・北海道より深くなっており、その一方で、独身女性の多くが、結婚、出産後も仕事を続けたいと考え、また、子育て中の母親の多くが就労したいと考えています。女性が働く意欲があるにもかかわらず、様々な要因によって就労を阻害されている現状があることから、就労支援の充実が必要となっています。

長時間労働の是正

長時間労働の削減は、女性にとって働きやすい職場環境づくりに繋がるとともに、今後男女問わずに直面する介護の問題などに対応するためにも、男性が地域社会や家庭生活へ積極的に参画できるゆとりの創出にもなることから、今後はますます重要な取組となります。

DVの予防と根絶

暴力は重大な人権侵害であり、被害者の多くは女性です。その背景には男女の社会的地位や経済力の格差、固定的性別役割分担意識などの社会的・構造的な問題があるとされ、男女共同参画社会の実現に向けて克服しなければならない重要な課題です。

女性の視点等に配慮した防災対策

東日本大震災では、避難所の運営においては、地域のリーダーのほとんどが男性であり、女性や子どもたちのニーズに配慮した運営が行われなかったなど、様々な課題が顕在化したとされています。この教訓を踏まえ、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、女性の視点等を取り入れた防災体制の確立が必要となっています。

第2章 プランの基本的考え方

1 基本理念(本編P8)

「男女が対等なパートナーとして認めあい尊重し、
支えあえる男女共同参画社会の実現」

本計画においても引き続き前計画の基本理念を継承し、さらなる男女共同参画社会の実現を目指します。

2 目標(本編P8)

「男女があらゆる分野で活躍できる社会の実現を目指す」

本計画の目標は、前計画の目標「男女共同参画社会の実現を目指す」を、国の動向も考慮し、より具体的なものとなるよう、「男女があらゆる分野で活躍できる社会の実現を目指す」とします。

3 基本方針(本編P8)

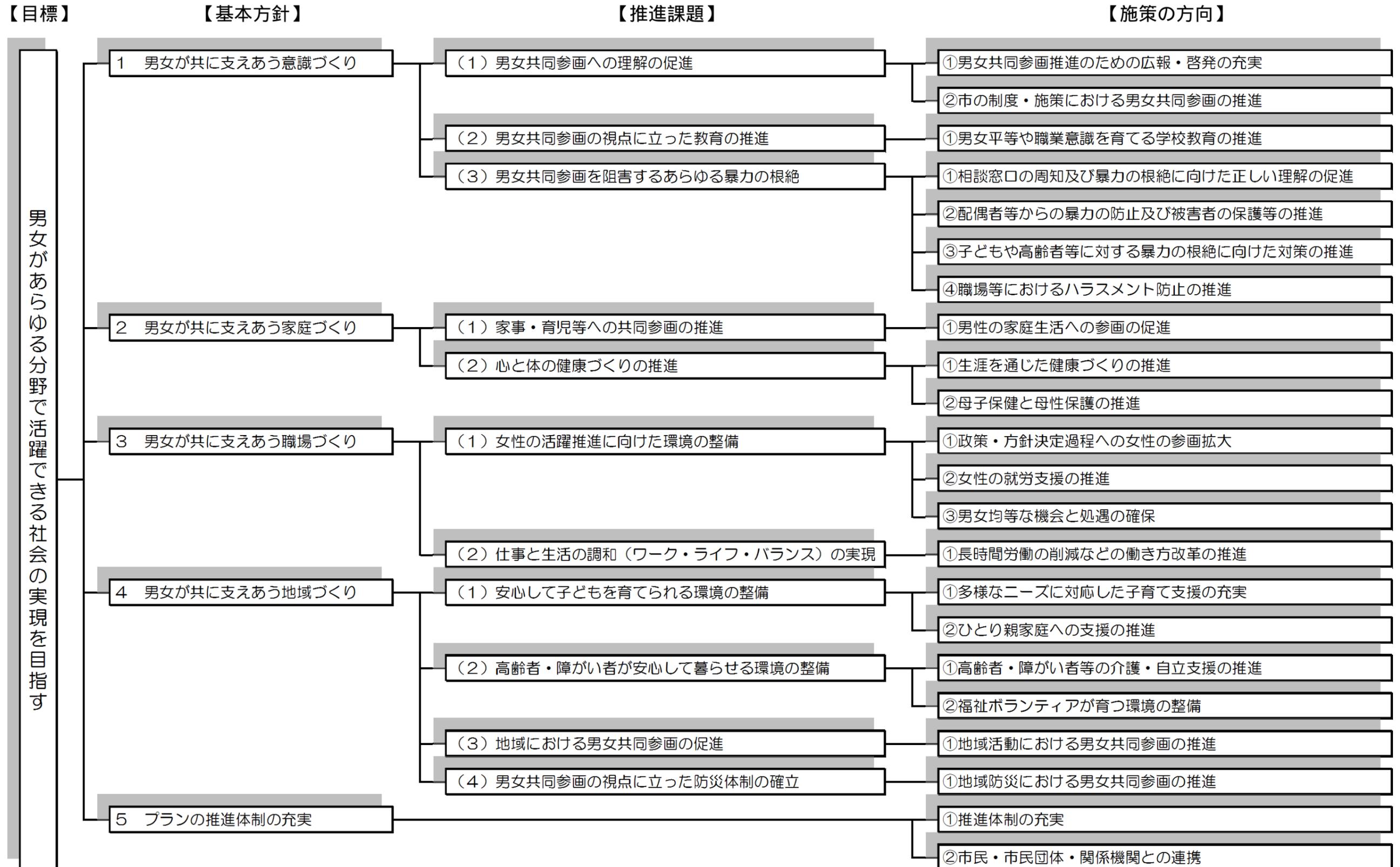
女性も男性も、あらゆる分野で活躍できる社会の実現を目指すため、「家庭」「職場」「地域」という施策の実施分野を明確に体系化した前計画を継承し、次の5つの基本方針を設定します。

- 1 男女が共に支えあう意識づくり
- 2 男女が共に支えあう家庭づくり
- 3 男女が共に支えあう職場づくり
- 4 男女が共に支えあう地域づくり
- 5 プランの推進体制の充実

4 重点的取組(本編P9、P11)

千歳市における課題と国の第4次男女共同参画基本計画において改めて強調している視点を踏まえ、4ページに 印で記載の7つの事項を重点施策として重点的に取組を推進します。

5 プラン体系（本編P11）



は重点施策を示す

第3章 施策の展開

1 基本方針1 男女が共に支えあう意識づくり（本編P12～15）

推進課題（1）男女共同参画への理解の促進

市民が男女共同参画に関する理解を深められるよう、継続的に広報・啓発を行います。また、市の制度や施策に男女共同参画の視点を反映できるよう、職員研修等を通して市職員への意識啓発を行います。

【施策の方向】

男女共同参画推進のための広報・啓発の充実

- ・「ちとせ男女共同参画月間」事業の推進
- ・男女共同参画に関する意識啓発

市の制度・施策における男女共同参画の推進

- ・市職員への意識啓発
- ・市の制度・施策における男女共同参画

推進課題（2）男女共同参画の視点に立った教育の推進

人の価値観や意識は、幼い頃からの教育のあり方に大きく影響されるため、学校教育全体を通じて、男女共同参画の視点に立った教育を推進します。

【施策の方向】

男女平等や職業意識を育てる学校教育の推進

- ・男女共同参画社会づくり標語コンクールの実施
- ・小中学校におけるキャリア教育の推進
- ・小中学校における人権教室の充実と推進

推進課題（3）男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶

暴力を容認しない社会環境を整備するための教育・啓発を推進するとともに、被害者が相談しやすい体制づくりを通じて、被害の潜在化の防止に努めます。

【施策の方向】

相談窓口の周知及び暴力の根絶に向けた正しい理解の促進 重点施策

- ・広報紙・インターネットによる相談窓口の周知
- ・DV防止のための意識啓発

配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進 重点施策

- ・DV相談対応の充実
- ・緊急保護対策の充実

子どもや高齢者等に対する暴力の根絶に向けた対策の推進

- ・高齢者虐待等相談体制と権利擁護の充実
- ・児童虐待等の相談対応の充実

職場等におけるハラスメント防止の推進

- ・ハラスメント防止の啓発

男女共同参画社会のすがた

- 一人ひとりの意識は
- ・男女が性別にかかわらず、あらゆる分野で活躍することが、ごく普通のことになっています。
- 学校では
- ・お互いの性と個性が尊重され、協力しあう子どもたちが育っています。
 - ・性別にとらわれず、一人ひとりが認めあい自分らしさが育っています。
- 暴力のない社会では
- ・恐怖と不安がなく、人権が尊重され、毎日安心して暮らしています。

2 基本方針2 男女が共に支えあう家庭づくり（本編P16～18）

推進課題（1）家事・育児等への共同参画の推進

男性の家事・育児等の家庭生活への参画を推進するため、男女共同参画への男性の意識啓発に努めます。

【施策の方向】

男性の家庭生活への参画の促進 重点施策

- ・妊娠・出産・子育てのための各教室等の実施
- ・父子健康手帳発行事業の実施
- ・男性の子育て講座の実施

推進課題（2）心と体の健康づくりの推進

様々な健康教育や検診、相談体制等を充実させ、生涯にわたる健康づくりを支援します。

【施策の方向】

生涯を通じた健康づくりの推進

- ・国民健康保険加入者の各種検診に対する助成を実施
- ・食生活の改善の推進
- ・健康相談、健康教育の実施
- ・各種健診事業の実施
- ・小中学校における食育の推進

母子保健と母性保護の推進

- ・保護者に対する幼児期の性教育の啓発
- ・母子保健事業における保健指導の充実
- ・小中学校における性教育・薬物乱用防止教育の充実

男女共同参画社会のすがた

- 家庭では
- ・男性も女性も共に、積極的に家事・育児等に参画し、喜びも苦勞も分かちあっています。
 - ・一人ひとりが家族の一員として大切にされ、お互いの協力により、豊かで充実した家庭生活を築いています。
 - ・大人も子どもも家族の一員として、責任をもち平等に尊重されています。

3 基本方針3 男女が共に支えあう職場づくり（本編P19～22）

推進課題（1）女性の活躍推進に向けた環境整備

働きたい女性が仕事と子育て・介護等の二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮することができるよう、再就職等においても、女性が活躍できるように就業環境の整備を進める必要があります。

【施策の方向】

政策・方針決定過程への女性の参画拡大 重点施策

- ・市の審議会等への女性の登用促進
- ・市の女性職員の活躍推進

女性の就労支援の推進 重点施策

- ・再チャレンジ支援セミナーの開催
- ・建設工事入札参加資格の発注者別評価点における女性技術者雇用の評価
- ・女性の再就職に向けた支援
- ・認定農業者などの維持・育成
- ・農業の多様な担い手の育成
- ・農業経営における家族協定の普及啓発

男女均等な機会と処遇の確保

- ・職場環境と労働条件の整備の推進

推進課題（2）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

職業生活その他の社会生活と家庭生活との調和が図られた、男女が共に暮らしやすい社会の実現を目指します。

【施策の方向】

長時間労働の削減などの働き方改革の推進 重点施策

- ・仕事と育児・介護の両立ができる職場環境整備の推進

男女共同参画社会のすがた

- 職場では
- ・募集・採用や昇進・配置、賃金などでの男女格差が解消され、個性、能力、意欲などが十分に発揮できています。
 - ・方針決定過程の場に男女が対等に参画し、生き生きと活躍しています。
 - ・家庭生活とバランスのとれた労働時間で、男性も女性も共にゆとりと充実感を持って働き続けています。

4 基本方針4 男女が共に支えあう地域づくり（本編P23～29）

推進課題（1）安心して子どもを育てられる環境の整備

男女が共に、子育てをしながら働き続けられるよう、また、出産・子育てにおいて、男女の多様な選択が可能となるよう、それを支える子育て支援サービスの充実に取り組みます。

【施策の方向】

多様なニーズに対応した子育て支援の充実

- ・子育て支援サービス情報の提供
- ・多様な保育サービスの充実
- ・子育て支援センター事業の実施
- ・放課後の「子どもの居場所づくり」

ひとり親家庭への支援の推進

- ・自立支援体制の充実
- ・相談体制の充実

推進課題（２）高齢者・障がい者が安心して暮らせる環境の整備

男女が共に、介護をしながら働き続けられるよう、それを支える福祉サービスの充実に取り組めます。

【施策の方向】

高齢者・障がい者等の介護・自立支援の推進

- ・老人クラブの育成
- ・有償福祉サービスの実施
- ・地域包括ケアシステムの構築
- ・認知症高齢者支援の推進
- ・介護予防サロン事業の充実
- ・地域支援事業（介護予防）の推進
- ・障害福祉サービス等の提供体制の確保
- ・相談支援体制の充実・強化
- ・障害支援区分認定等事業
- ・障がい者の就労支援と雇用機会の拡大

福祉ボランティアが育つ環境の整備

- ・ボランティアの育成及び支援
- ・意思疎通支援体制の充実

推進課題（３）地域における男女共同参画の推進

お互いを尊重し、男女を問わず個性や能力を発揮することが活力ある地域づくりにつながっていくことから、男女共同参画社会の実現に向けた啓発に努めます。

また、女性の社会的地位の向上や豊かな社会づくりを担う女性団体の活動を支援します。

【施策の方向】

地域活動における男女共同参画の推進

- ・男女共同参画環境づくりセミナーの開催
- ・女性団体の活動支援

推進課題（４）男女共同参画の視点に立った防災体制の確立

女性と男性では災害から受ける影響に違いが生じることに配慮し、災害発生時に円滑な避難所運営、被災者支援等が図られるよう、男女共同参画の視点から防災訓練や啓発活動などを実施します。

【施策の方向】

地域防災における男女共同参画の推進 重点施策

- ・防災訓練、市民防災講座等の防災イベントの実施
- ・防火・防災思想の普及活動、応急手当の普及啓発の実施（消防団）
- ・防火委員が参画する火災予防啓発事業の実施

男女共同参画社会のすがた

地域では

- ・地域に残る固定的な性別観に基づく古い習慣やしきたりが見直され、一人ひとりの考え方や行動が尊重されています。
- ・女性も男性も対等に企画や方針決定に関わり、大人も子どもも共に豊かで住みよい地域づくりに貢献しています。
- ・だれもが地域社会の一員として、住みよさを実感し、連帯感も育まれています。

5 基本方針5 プランの推進体制の充実（本編P30）

全庁的に男女共同参画の視点でのまちづくりを推進していくとともに、市民や市民団体、関係機関と連携・協力し、地域全体で取組を推進していきます。

【施策の方向】

推進体制の充実

- ・プランの進行管理
- ・庁内推進体制の充実
- ・ちとせ男女平等推進会議の開催

市民・市民団体・関係機関との連携

- ・関係機関等との連携

6 成果目標（本編P31）

男女共同参画社会の実現に向けた取組の進捗状況を把握するため、基本方針ごとの成果目標を設定します。

基本方針	項目	現状 (H28)	目標 (H38)
1 男女が共に 支えあう 意識づくり	「男女共同参画社会」という用語の 周知度（アンケートの回答率）	84.2%	100%
	配偶者からの暴力の相談窓口の周 知度（アンケートの回答率）	-	75%
2 男女が共に 支えあう 家庭づくり	市における男性職員の配偶者出産 休暇の取得率	75.9% (H27)	95%
	子宮がん検診・乳がん検診受診率	子宮がん 33.0% 乳がん 33.6% (H27)	子宮がん 50% 乳がん 50%
3 男女が共に 支えあう 職場づくり	市の審議会等委員に占める女性の 割合	38.7%	45%
	市の行政職における管理職に占め る女性の割合	8.5%	10%
4 男女が共に 支えあう 地域づくり	男女共同参画環境づくりセミナー の参加者数	70人	100人
	防災訓練・市民防災講座の女性参加 率	16%	20%

第3次ちとせ男女共同参画推進プラン（素案）

千 歳 市

Two overlapping orange circles with a gradient, positioned in the bottom right corner of the page.

目 次

第1章 プランの策定に当たって

1	策定の趣旨	1
2	性格	2
3	期間	2
4	策定体制	
(1)	千歳市男女行政推進委員会	2
(2)	ちとせ男女平等推進会議	2
(3)	パブリックコメント	3
5	千歳市の現状と課題	
(1)	現状	4
(2)	課題	7

第2章 プランの基本的考え方

1	基本理念	8
2	目標	8
3	基本方針	8
4	重点的取組	9
5	プラン体系	11

第3章 施策の展開

1 基本方針1 男女が共に支えあう意識づくり

推進課題(1) 男女共同参画への理解の促進	12
推進課題(2) 男女共同参画の視点に立った教育の推進	13
推進課題(3) 男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶	13

2 基本方針2 男女が共に支えあう家庭づくり

推進課題(1) 家事・育児等への共同参画の推進	16
推進課題(2) 心と体の健康づくりの推進	17

3 基本方針3 男女が共に支えあう職場づくり

推進課題(1) 女性の活躍推進に向けた環境の整備	19
推進課題(2) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現	22

4 基本方針4 男女が共に支えあう地域づくり

推進課題(1) 安心して子どもを育てられる環境の整備	23
推進課題(2) 高齢者・障がい者が安心して暮らせる環境の整備	24
推進課題(3) 地域における男女共同参画の促進	27
推進課題(4) 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立	28

5 基本方針5 プランの推進体制の充実

6 成果目標

31

第 1 章 プランの策定に当たって

1 策定の趣旨

平成 11 年 6 月に公布・施行された男女共同参画社会基本法においては、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等、我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、「男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」は、21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要であるとしています。

男女共同参画社会を実現するための 5 本の柱

(男女共同参画社会基本法の基本理念)

- 1 男女の人権の尊重
- 2 社会における制度又は慣行についての配慮
- 3 政策等の立案及び決定への共同参画
- 4 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 5 国際的協調

千歳市においては、平成 9 年度に「ちとせ女性プラン」を策定し、男女平等意識の醸成と啓発に努め、男女共同参画社会の実現を目標とした諸施策を実施してきました。

平成 18 年度には、第 2 次プランとなる「ちとせ男女共同参画推進プラン」を策定し、あらゆる場における男女共同参画社会の形成促進のため、具体的に「家庭」・「職場」・「地域」の施策実施分野を明確に体系化し、多くの市民と協働しながら、事業を推進してきました。

しかしながら、女性の多様な分野への参画や就労、ワーク・ライフ・バランスの推進、DV(ドメスティック・バイオレンス)の防止と相談支援の充実など、多くの課題が残されています。

また、「男は仕事、女は家庭」といういわゆる固定的役割分担意識は薄れる傾向にありますが、この意識に基づいた制度や慣行が社会に根強く残っていることが、男女ともに生き生きと生活できる男女共同参画社会の実現を妨げていると指摘されています。

以上のことから、市民の意識を変えることは容易ではありませんが、あらゆる分野における意識啓発を繰り返し実践していくことが重要であり、男女共同参画社会基本法第 9 条に規定する地方公共団体の責務を果たすとともに、より主体的に地域や職場など、多くの市民と協働しながら課題に取り組み、事業を推進するため、第 3 次ちとせ男女共同参画推進プランを策定するものです。

2 性格

この計画は、男女共同参画社会基本法、北海道男女平等参画推進条例、国の第4次男女共同参画基本計画及び第2次北海道男女平等参画基本計画を踏まえ、千歳市第6期総合計画及びその他の関連計画との整合性を図っています。

この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（市町村男女共同参画計画）」として位置付けるものであり、千歳市における男女共同参画社会の実現に向けた総合的な施策の指針です。（関連する基本方針 1～5）

この計画は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）第6条第2項に基づく「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（市町村推進計画）」を兼ねています。（関連する基本方針 1～4）

この計画は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）第2条の3第3項に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（市町村基本計画）」を含有しています。（関連する基本方針 1）

3 期間

この計画の計画期間は、平成29年度～平成38年度（2017年度～2026年度）の10か年計画とします。

4 策定体制

計画の策定に当たっては、国の第4次男女共同参画基本計画を踏まえるとともに、庁内組織である「千歳市男女行政推進委員会」及び庁外組織である「ちとせ男女平等推進会議」における計画案の審議等を経て、本計画を策定しました。

（1）千歳市男女行政推進委員会

千歳市企画部長を委員長として、庁内各部局等の次長職で構成する「千歳市男女行政推進委員会」において、男女共同参画に関する施策の現状や課題を点検・整理するなど、計画全般について横断的な視点で検討を行いました。

（2）ちとせ男女平等推進会議

市内の教育・福祉・労働団体・経済界・地域活動・女性団体の関係者や公募による市民で構成する「ちとせ男女平等推進会議」において審議し、計画を取りまとめ

ました。

(3) パブリックコメント

広く市民の意見を計画に反映させるため、計画素案を市民に公表し、パブリックコメントを実施しました。

パブリックコメント：「市民参加手続き」の手段のひとつであり、市の重要な計画等の策定や改定、基本的な条例等の制定や改正に際して、事前にその案を公表し、広く市民から意見を求めるとともに、寄せられた意見を考慮して最終的な意思決定を行い、その結果と理由及び市の考え方を公表する手続きです。



男女共同参画

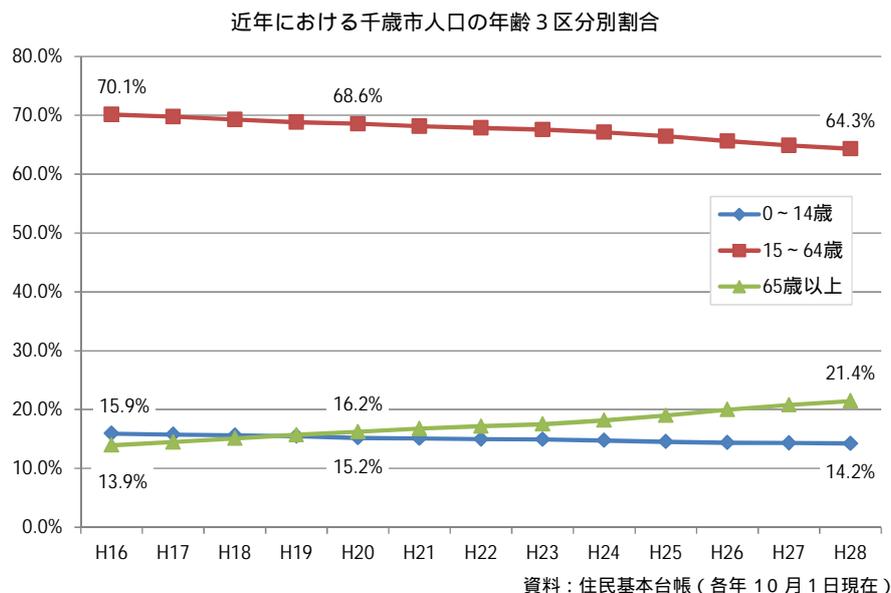
男女共同参画シンボルマーク
(内閣府男女共同参画局作成)
男女が手を取り合っている様子をモチーフにし、
互いに尊重しあい、
共に歩んでいけたらという
願いがこめられています。

5 千歳市の現状と課題

(1) 現状

少子高齢化の進展

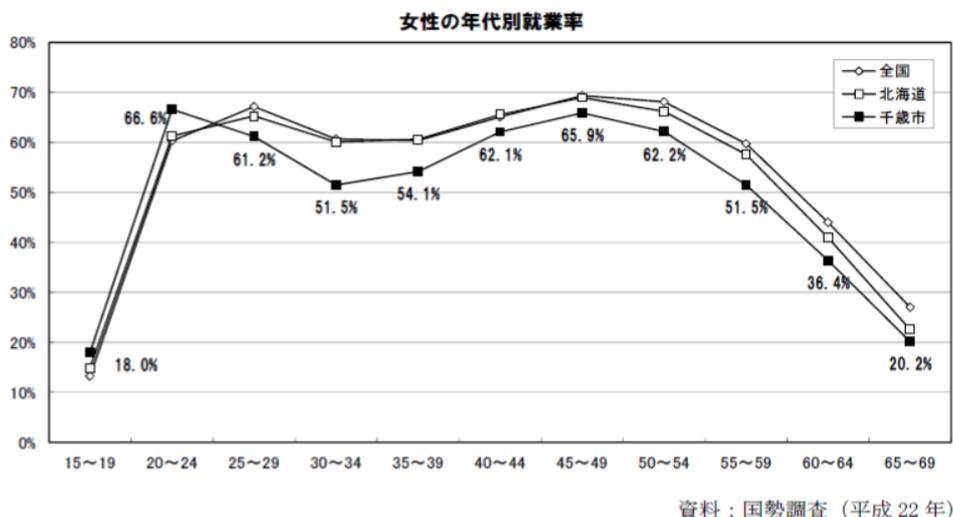
千歳市は、北海道内において人口増加を続けている数少ない都市ですが、近年における年齢3区分別にその内訳をみると、生産年齢人口（15～64歳）は年々減少しています。



女性の就業状況

女性の就業状況について年代別就業率をみると、就職するものの結婚等に伴い一時的に離職するため、20代・30代の就業率が下がる、いわゆるM字カーブを描いています。

千歳市の特徴は、就業率の最初のピークが20～24歳となっており、また、25歳以降の就業率は全国水準・北海道水準よりも低くなっています。



女性の就労意識

平成 27 年に実施した「市民の結婚・出産・子育てに関する意識調査」によると、独身女性の理想とする人生は、「結婚せず、仕事を続ける 8.5%」「結婚するが子どもは持たず、仕事を続ける 8.5%」「結婚し子どもを持つが、仕事も続ける 22.6%」「結婚し子どもを持つが、結婚あるいは出産の機会にいったん退職し、子育て後に再び仕事を持つ 39.6%」となっています。「仕事を続けたい」と考えている人が約 4 割、これに「子育て後に再び仕事を持つ」を合わせると、約 8 割の人が「仕事をしたい」と考えています。

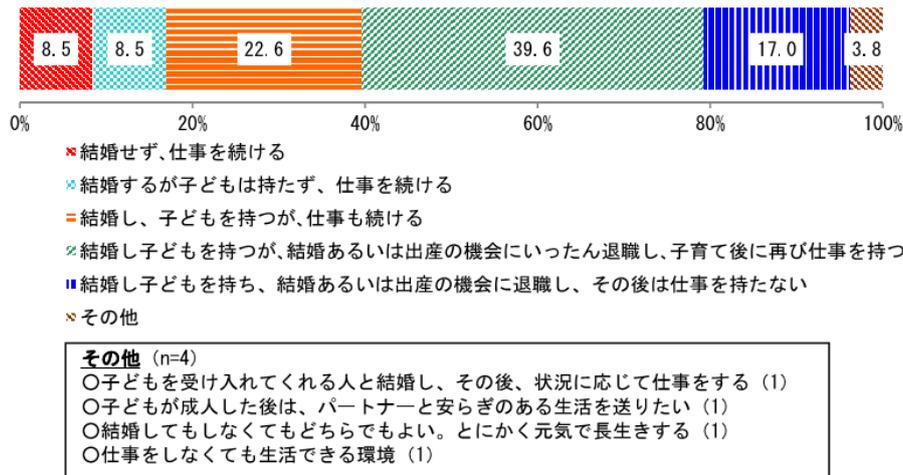
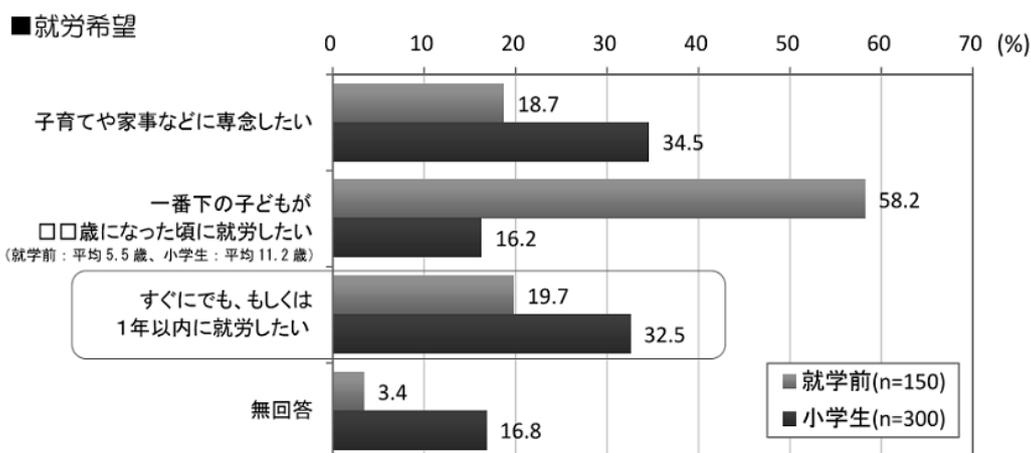


図 3-4-1 理想とする人生〈SA〉
【独身女性限定 * 不明除く】(N=106)

資料：市民の結婚・出産・子育てに関する意識調査(平成 27 年)

また、平成 25 年に実施した「千歳市子ども・子育て支援アンケート」によると、就労していない母親の就労意識は、就学前の子どもを持つ母親の約 8 割、小学生の子どもを持つ母親の約 5 割が「就労したい」と考えています。



資料：千歳市子ども・子育て支援アンケート(平成 25 年)

参考 母親の就労状況(平成 25 年実施千歳市子ども・子育て支援アンケート)

就学前の子どもを持つ母親の約 4 割、小学生の子どもを持つ母親の約 6 割が就労しています。

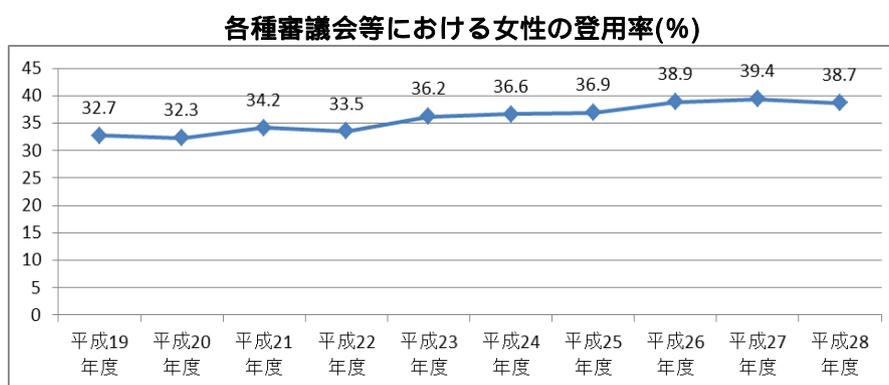
男性の就労時間

平成 25 年に実施した「千歳市子ども・子育て支援アンケート」によると、父親の 1 日当たりの就労時間は、8 時間以上働いている人が約 9 割となっており、そのうち 12 時間以上働いている人が約 2 割存在しています。

働く場面においては、勤続年数を重視しがちな年功的な処遇の下、長時間勤務等が当然とされている働き方を前提とする労働慣行が依然として根付いており、育児・介護等と両立しつつ能力を十分に発揮して働きたい女性が思うように活躍できない背景となっています。

市の各種審議会等における女性の登用率

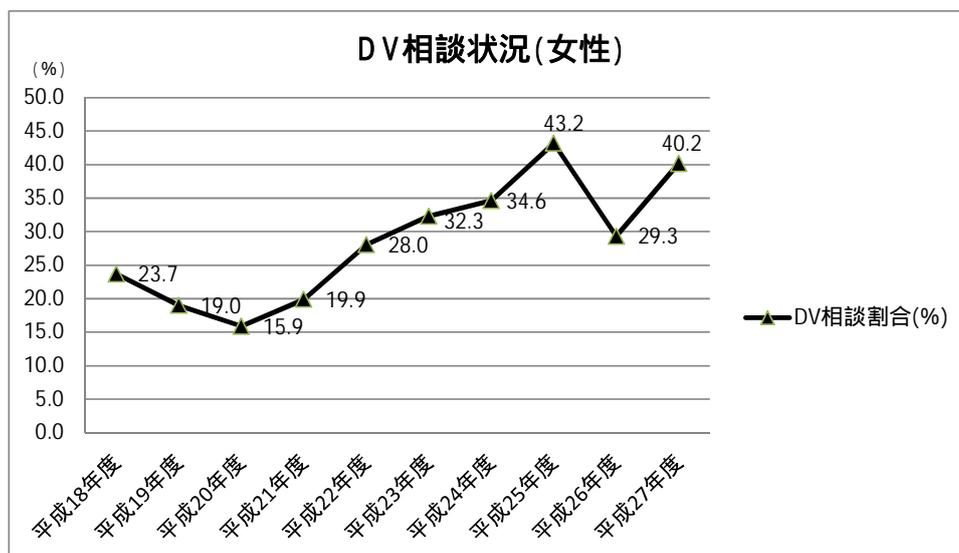
平成 19 年度以降、女性の登用率は上昇しており、目標である 40% に向けて着実に推進しています。



資料：市民協働推進課（各年 4 月 1 日現在）

DV相談の状況（女性）

女性相談実績のうち、配偶者からの暴力（DV）被害に関する相談人数の割合は、平成 18 年度は 2 割程度でしたが、近年は 3 ~ 4 割で推移しており増加傾向にあります。



資料：市民生活課

防災対策

国は、第3回国連防災世界会議（平成27年3月）で採択された「仙台防災枠組2015-2030」を踏まえ、予防、応急、復旧・復興等の全ての局面において、女性が重要な役割を果たしていることを認識するとともに、防災・復興に係る意思決定の場に女性が参画し、リーダーとして活躍することを推進するとしています。

また、第4次男女共同参画基本計画において、改めて強調している視点の一つになっています。

（2）課題

千歳市における現状と国の第4次男女共同参画基本計画において改めて強調している視点を踏まえ、主に取り組むべき課題を次のとおり抽出しました。

女性の潜在的な就労意欲への対処

千歳市の女性の年代別就業率、いわゆるM字カーブは、全国・北海道より深くなっており、その一方で、独身女性の多くが、結婚、出産後も仕事を続けたいと考え、また、子育て中の母親の多くが就労したいと考えています。女性が働く意欲があるにもかかわらず、様々な要因によって就労を阻害されている現状があることから、就労支援の充実が必要となっています。

長時間労働の是正

長時間労働の削減は、女性にとって働きやすい職場環境づくりに繋がるとともに、今後男女問わずに直面する介護の問題などに対応するためにも、男性が地域社会や家庭生活へ積極的に参画できるゆとりの創出にもなることから、今後はますます重要な取組となります。

DVの予防と根絶

暴力は重大な人権侵害であり、被害者の多くは女性です。その背景には男女の社会的地位や経済力の格差、固定的性別役割分担意識などの社会的・構造的な問題があるとされ、男女共同参画社会の実現に向けて克服しなければならない重要な課題です。

女性の視点等に配慮した防災対策

東日本大震災では、避難所の運営においては、地域のリーダーのほとんどが男性であり、女性や子どもたちのニーズに配慮した運営が行われなかったなど、様々な課題が顕在化したとされています。この教訓を踏まえ、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、女性の視点等を取り入れた防災体制の確立が必要となっています。

第2章 プランの基本的考え方

1 基本理念

「男女が対等なパートナーとして認めあい尊重し、
支えあえる男女共同参画社会の実現」

千歳市では、男女の人権の尊重、社会における制度又は慣行についての配慮、政策等の立案及び決定への共同参画、家庭生活における活動と他の活動の両立などに取り組み、「男女が対等なパートナーとして認めあい尊重し、支えあえる男女共同参画社会の実現」を目指してきました。

本計画においても引き続き前計画の基本理念を継承し、さらなる男女共同参画社会の実現を目指します。

2 目標

「男女があらゆる分野で活躍できる社会の実現を目指す」

男女共同参画社会基本法では、「男女共同参画社会の形成」を、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」（第2条）と定義しています。

本計画の目標は、前計画の目標「男女共同参画社会の実現を目指す」を、国の動向も考慮し、より具体的なものとなるよう、「男女があらゆる分野で活躍できる社会の実現を目指す」とします。

3 基本方針

女性も男性も、あらゆる分野で活躍できる社会の実現を目指すため、「家庭」「職場」「地域」という施策の実施分野を明確に体系化した前計画を継承し、次の5つの基本方針を設定します。

- 1 男女が共に支えあう意識づくり
- 2 男女が共に支えあう家庭づくり
- 3 男女が共に支えあう職場づくり
- 4 男女が共に支えあう地域づくり
- 5 プランの推進体制の充実

4 重点的取組

千歳市における課題と国の第4次男女共同参画基本計画において改めて強調している視点を踏まえ、計画期間内に次の事項について重点的に取組を推進します。

重点施策として

- 基本方針1 - 推進課題(3)
 - 施策の方向 相談窓口の周知及び暴力の根絶に向けた正しい理解の促進
- 基本方針1 - 推進課題(3)
 - 施策の方向 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
- 基本方針2 - 推進課題(1)
 - 施策の方向 男性の家庭生活への参画の促進
- 基本方針3 - 推進課題(1)
 - 施策の方向 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- 基本方針3 - 推進課題(1)
 - 施策の方向 女性の就労支援の推進
- 基本方針3 - 推進課題(2)
 - 施策の方向 長時間労働の削減などの働き方改革の推進
- 基本方針4 - 推進課題(4)
 - 施策の方向 地域防災における男女共同参画の推進

参考 国の第4次男女共同参画基本計画で改めて強調している視点

女性の活躍推進のためにも男性の働き方・暮らし方の見直しが欠かせないことから、男性中心型労働慣行等を変革し、職場・地域・家庭等あらゆる場面における施策を充実

あらゆる分野における女性の参画拡大に向けた、女性活躍推進法の着実な施行やポジティブ・アクションの実行等による女性採用・登用の推進、加えて将来指導的地位へ成長していく人材の層を厚くするための取組の推進

困難な状況に置かれている女性の実情に応じたきめ細かな支援等による女性が安心して暮らせるための環境整備

東日本大震災の経験と教訓を踏まえ、男女共同参画の視点からの防災・復興対策・ノウハウを施策に活用

女性に対する暴力の状況の多様化に対応しつつ、女性に対する暴力の根絶に向けた取組を強化

国際的な規範・基準の尊重に努めるとともに、国際社会への積極的な貢献、我が国の存在感及び評価の向上

地域の実情を踏まえた主体的な取組が展開されるための地域における推進体制の強化

男性中心型労働慣行：勤続年数を重視しがちな年功的な処遇の下、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方等を前提とする労働慣行。

【計画推進のイメージ図】

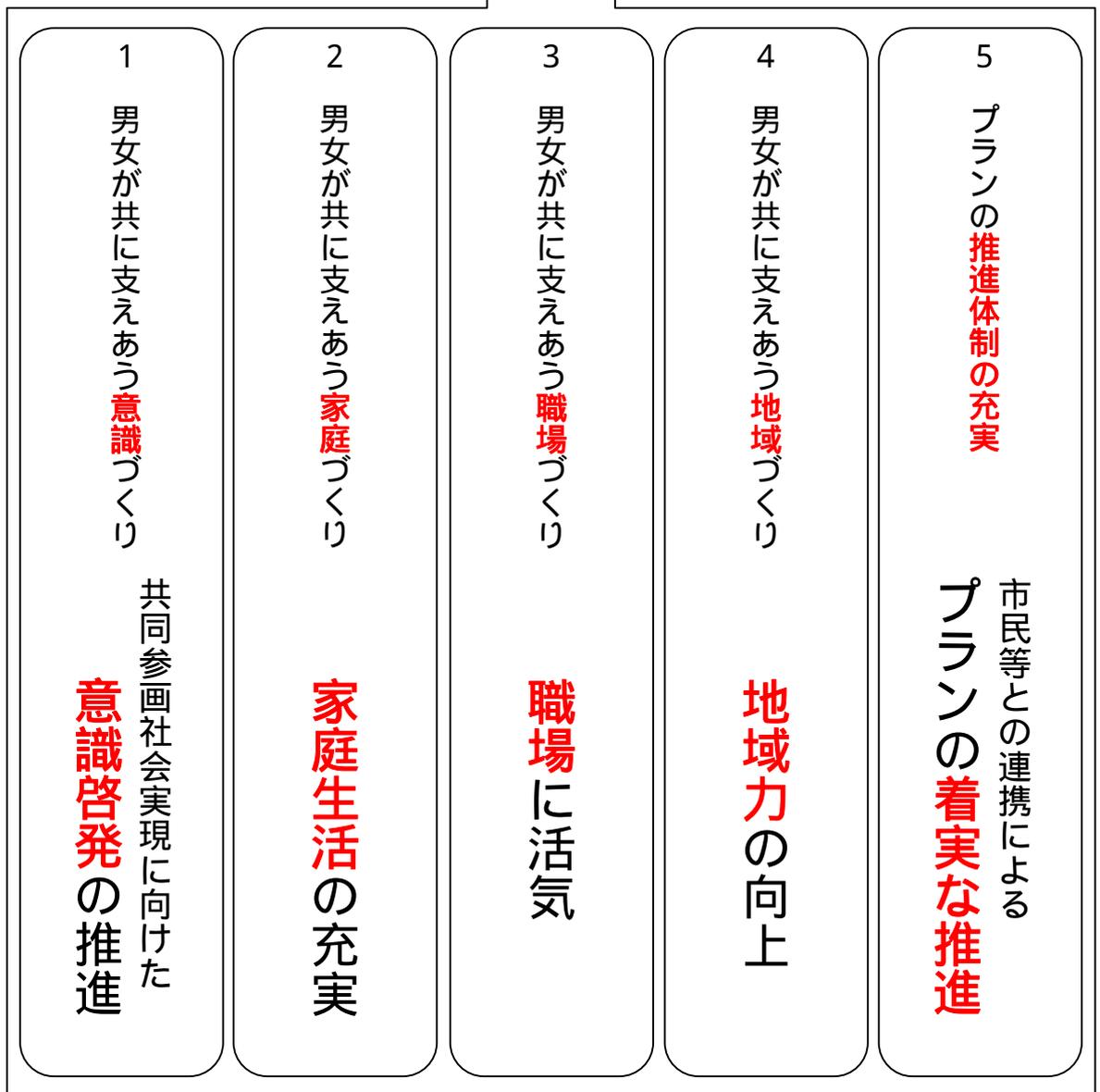
基本理念

男女が対等なパートナーとして認めあい尊重し、
支えあえる男女共同参画社会の実現

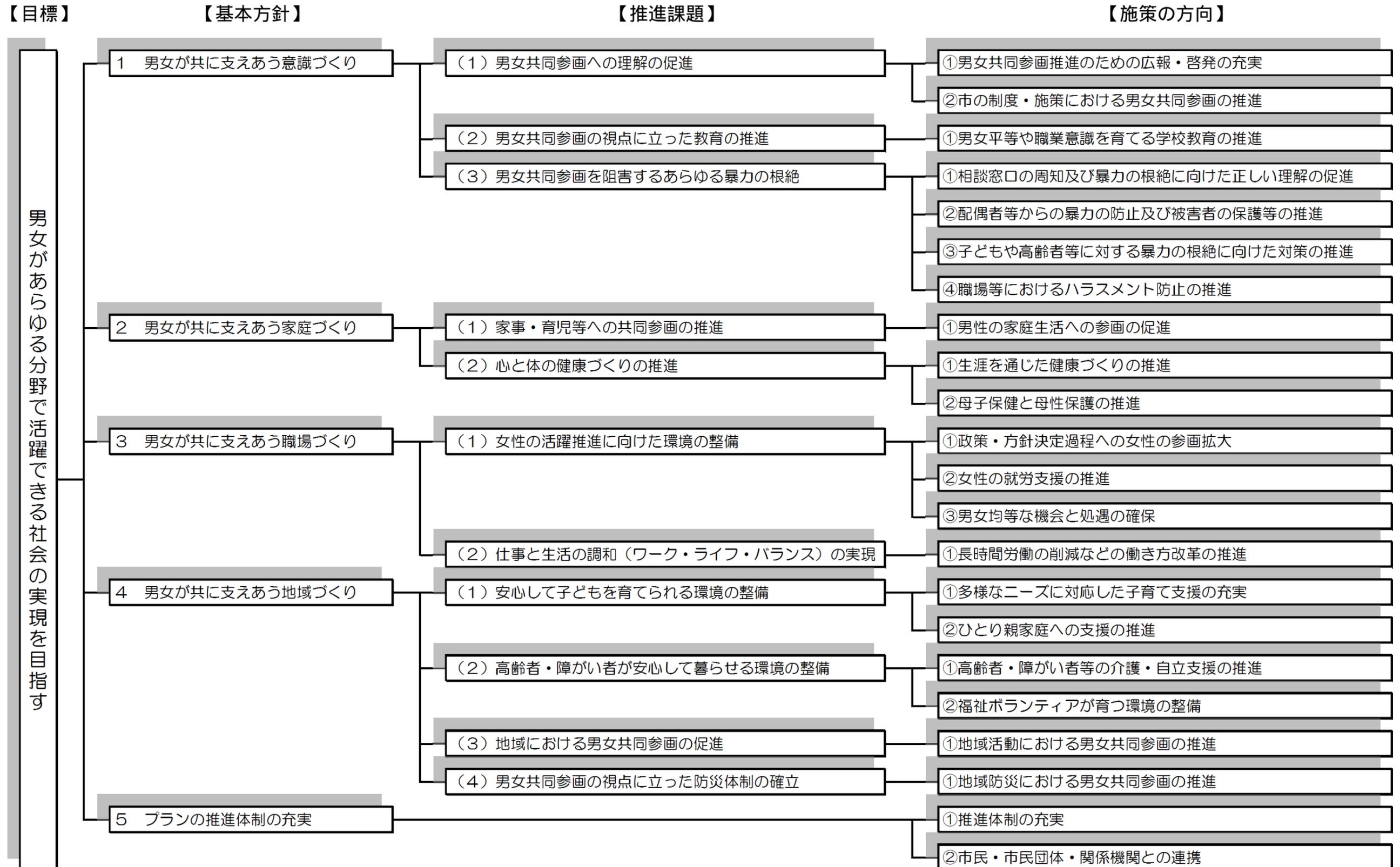
目 標

男女があらゆる分野で活躍できる社会の実現を目指す

基本方針



5 プラン体系



は重点施策を示す

第3章 施策の展開

1 基本方針 1 男女が共に支えあう意識づくり

推進課題（1）男女共同参画への理解の促進

性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現していくためには、人々の意識の中に形成された性別に基づく固定的な役割分担意識、性差に関する偏見の解消や人権尊重を基盤とした男女平等観の形成などが大きな課題となっており、市民の理解を促すための広報・啓発活動は、他の全ての取組の根幹をなす基盤的な施策と言えます。

市民が男女共同参画に関する理解を深められるよう、継続的に広報・啓発を行います。

また、市の制度や施策に男女共同参画の視点を反映できるよう、職員研修等を通して市職員への意識啓発を行います。

【施策の方向】

男女共同参画推進のための広報・啓発の充実

具体的施策	取組内容	担当課
「ちとせ男女共同参画月間」事業の推進	6月を「ちとせ男女共同参画月間」と定め、街頭啓発、パネル展及びセミナーを実施し、広く市民に男女共同参画に関する意識啓発を行います。	市民協働推進課
男女共同参画に関する意識啓発	セミナーの実施、情報紙「男女共同参画通信」の発行、市のホームページや情報コーナー等の活用により、男女共同参画に関する意識啓発を行います。	市民協働推進課

市の制度・施策における男女共同参画の推進

具体的施策	取組内容	担当課
市職員への意識啓発	市職員の男女共同参画意識を高めるため、新規採用職員研修等において男女共同参画への意識啓発を図ります。	市民協働推進課 職員課
市の制度・施策における男女共同参画	市の制度や施策に男女共同参画の視点を生かし、各事業に取り組みます。	全課

推進課題（２）男女共同参画の視点に立った教育の推進

人の価値観や意識は、幼い頃からの教育のあり方に大きく影響されるため、学校教育全体を通じて、児童生徒の発達段階に応じ、人権の尊重、男女の平等や男女相互の理解と協力の重要性等についての指導を行うなど、男女共同参画の視点に立った教育を推進します。

また、男女が共に、各人の生き方、能力、適性を考え、固定的な性別役割分担にとらわれずに、主体的に進路を選択する能力・態度を身に付けられるよう、男女共同参画の視点を踏まえたキャリア教育を推進します。

【施策の方向】

男女平等や職業意識を育てる学校教育の推進

具体的施策	取組内容	担当課
男女共同参画社会づくり 標語コンクールの実施	児童期から男女共同参画についての理解と関心を深めるため、小学校6年生を対象に学習資料を配布し、標語コンクールを実施します。	市民協働推進課
小中学校におけるキャリア教育の推進	児童生徒が社会人・職業人として自立していけるように、職場体験や就業体験を通じて学ぶことや働くことの意義を理解させるとともに、家庭・地域・企業等の協力を得て、社会的に自立できる能力の向上を図ります。	学校教育課
小中学校における人権教室の充実と推進	児童生徒の人権教育のため、地域の人材等を生かし、発達段階に応じて人権に関する正しい理解や自他を尊重し思いやる指導の充実を図ります。	学校教育課

推進課題（３）男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶

暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。その予防と被害からの回復のための取組を推進し、暴力の根絶を図ることは、男女がお互いの尊厳を重んじ対等な関係づくりを進める男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

配偶者等からの暴力、ストーカー行為等の被害は引き続き深刻な社会問題となっており、こうした状況に的確に対応する必要があります。

また、被害者が子ども、高齢者、障がい者等である場合は、その背景事情に十分に配慮し、これらの被害者の支援に当たっては暴力の形態や被害者の属性等に応じ

てきめ細かく対応する視点が不可欠です。

このため、暴力を容認しない社会環境を整備するための教育・啓発を推進するとともに、被害者が相談しやすい体制づくりを通じて、被害の潜在化の防止に努めます。

【施策の方向】

相談窓口の周知及び暴力の根絶に向けた正しい理解の促進 重点施策

具体的施策	取組内容	担当課
広報紙・インターネットによる相談窓口の周知	市の広報紙及びホームページに女性相談窓口や国・北海道の支援情報等を掲載し、被害者の早期相談を促進します。	市民生活課
D V 防止のための意識啓発	公共施設や医療機関等に携帯用女性相談しおりを設置するほか、パネル展における啓発によりD V防止のための意識啓発を図ります。 人権擁護委員と連携し、市内専門学校等においてデートD V防止に関する講義を開催し、若年層におけるD Vの防止を図ります。	市民生活課

配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進 重点施策

具体的施策	取組内容	担当課
D V 相談対応の充実	女性相談員の研修等への参加によるスキルアップを図るとともに、各種相談員、関係機関等との情報共有や連携により早期発見に努めるなど、D V相談体制の充実を図ります。	市民生活課
緊急保護対策の充実	D V被害者の相談内容に応じ、住民基本台帳閲覧制限による被害者の安全確保や、警察、学校、一時保護施設等の関係機関と連携し、被害者の早急な保護と自立支援に努め、二次被害の防止を図ります。	市民生活課



女性に対する暴力根絶のための
シンボルマーク
(内閣府男女共同参画局制定)

子どもや高齢者等に対する暴力の根絶に向けた対策の推進

具体的施策	取組内容	担当課
高齢者虐待等相談体制と権利擁護の充実	高齢者虐待等の相談窓口の周知や高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク会議等により、関係機関との情報共有や連携の強化を図り、高齢者虐待の早期発見・早期対応につなげます。	高齢者支援課
児童虐待等の相談対応の充実	家庭児童相談員や臨床心理士を配置し、児童虐待、児童の養育問題などについての相談や、保護者、児童と面接するカウンセリング等を行います。 要保護児童地域ネットワーク協議会等により、児童相談所をはじめ関係機関・団体と連携しながら要保護児童に幅広く対応していきます。	こども家庭課

職場等におけるハラスメント防止の推進

具体的施策	取組内容	担当課
ハラスメント防止の啓発	ハラスメントの発生を未然に防ぐため、男女共同参画パネル展や情報コーナー等へのパンフレット等の設置を行うほか、ハラスメントの労働相談窓口に関する情報を市ホームページに掲載し、周知・啓発に努めます。	商業労働課

男女共同参画社会のすがた

一人ひとりの意識は

- ・男女が性別にかかわらず、あらゆる分野で活躍することが、ごく普通のことになっています。

学校では

- ・お互いの性と個性が尊重され、協力しあう子どもたちが育っています。
- ・性別にとらわれず、一人ひとりが認めあい自分らしさが育っています。

暴力のない社会では

- ・恐怖と不安がなく、人権が尊重され、毎日安心して暮らしています。

2 基本方針2 男女が共に支えあう家庭づくり

推進課題(1) 家事・育児等への共同参画の推進

固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見については、時代とともに変わりつつあるものの、男性中心型労働慣行が維持されていることなどにより、特に男性に強く残っており、家事・育児等における女性の負担は変わらず重くなっているのが実態です。

その結果、女性が家庭以外において活躍することが困難になる場合が多い一方、男性は、家事に不慣れ等の状況となっている例もあります。

さらに、家事・育児等の多様な経験は、マネジメント力の向上や多様な価値観の醸成などを通じ視野を広げるなど、男性自身のキャリア形成にも重要な機会となりますが、それを逃すことにもなっています。

家庭において、家事・育児等多くを女性が担っている実態の中で、性別に関わりなく誰もが豊かな人生を送るためには、特に男性が仕事中心のライフスタイルを見直し、家庭生活に参加していくことが求められていることから、男性の家事・育児等の家庭生活への参画を推進するため、男女共同参画への男性の意識啓発に努めます。

【施策の方向】

男性の家庭生活への参画の促進 重点施策

具体的施策	取組内容	担当課
父子健康手帳発行事業の実施	男性の家事・育児参加への意識啓発として、これから父親となる男性を対象に「父子健康手帳」を発行し、男性の子育てへの参画を促進します。	市民協働推進課
妊娠・出産・子育てのための各教室等の実施	乳幼児の心身の健やかな育成となるよう、妊娠・出産・子育てについての各教室（体験パパクラブ、パパの育児基礎講座など）や健康教育及び「ちとせ版ネウボラ」事業の実施により、乳幼児の保護者が男女ともに育児に取り組むよう啓発します。	母子保健課
男性の子育て講座の実施	男性保護者を対象とした「男性の子育て講座」を実施し、講義などを通じて、父親としての自覚と家庭教育へのさらなる参画を図ります。	生涯学習課

推進課題（２）心と体の健康づくりの推進

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提となるものです。

男女がともに、生き生きと暮らし、あらゆる分野で活躍するためには生涯を通じ心身ともに健康であることが必要です。

そのため、様々な健康教育や検診、相談体制等を充実させ、生涯にわたる健康づくりを支援します。

【施策の方向】

生涯を通じた健康づくりの推進

具体的施策	取組内容	担当課
国民健康保険加入者の各種検診に対する助成を実施	疾病の早期発見・早期治療を促進するため、少額の費用で検診を受けることができるよう、女性特有のがん検診に対する助成を実施します。	国民健康保険課
食生活の改善の推進	適切な食生活についての知識・技術の普及啓発を進め、生活習慣病予防及び健康増進を推進します。	健康づくり課
健康相談、健康教育の実施	各種健康づくり教室、健康教育、健康相談を実施することにより「こころ」と「からだ」の健康づくりを推進します。	健康づくり課
各種健診事業の実施	疾病の早期発見、早期治療、生活習慣の改善を目的に各種健康診断を実施します。 無保険者健診、後期高齢者健診、39歳以下健診、各種がん検診（胃・大腸・肺・子宮・乳・前立腺）、肝炎ウイルス検診、エキノコックス症検診、脳ドック検診、骨粗しょう症検診、特定健康診査	市民健康課
小中学校における食育の推進	児童生徒が食の重要性を理解し、健やかな体を育成するため、栄養教諭を中心として、家庭とも連携しながら食に関する指導を進めます。 家庭における食に関する関心及び理解を深め、望ましい食習慣が形成されるよう、「早寝早起き朝ごはん」運動の啓発を促進します。	学校教育課

母子保健と母性保護の推進

具体的施策	取組内容	担当課
保護者に対する幼児期の性教育の啓発	幼児期から男性、女性の違いを認識し、認めあうことが大切なことから、3歳児健診にて保護者に性教育の啓発を実施します。	母子保健課
母子保健事業における保健指導の充実	妊婦が妊娠期を健康に過ごすことで、安全に出産し、また乳幼児の健やかな心身の育成ができるよう、家庭訪問、乳幼児健診における各種保健指導及び「ちとせ版ネウボラ」事業の実施により、乳幼児の保護者が男女ともに出産及び育児に取り組むよう啓発します。	母子保健課
小中学校における性教育・薬物乱用防止教育の充実	関係機関と連携し、発達段階に応じて、性や薬物など健康に関わる問題に対する正しい知識や規範意識を確実に身に付け、適切な行動がとれるよう、性教育・薬物乱用防止教育の充実を図ります。	学校教育課

男女共同参画社会のすがた

家庭では

- ・男性も女性も共に、積極的に家事・育児等に参画し、喜びも苦労も分かちあっています。
- ・一人ひとりが家族の一員として大切にされ、お互いの協力により、豊かで充実した家庭生活を築いています。
- ・大人も子どもも家族の一員として、責任をもち平等に尊重されています。

3 基本方針3 男女が共に支えあう職場づくり

推進課題(1) 女性の活躍推進に向けた環境整備

女性の活躍推進は、将来にわたって多様性に富んだ持続可能な経済社会を実現するためには不可欠であり、女性が責任ある地位で活躍することは、女性の柔軟な発想が政策・方針決定に反映されるため、社会の多様性と活力を高め我が国経済が力強く発展していく観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から極めて重要です。

働きたい女性が仕事と子育て・介護等の二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮することができるよう、ライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方があることを前提に、再就職等においても、女性が活躍できるよう就業環境の整備を進める必要があります。

また、農業においては、女性が男性の対等なパートナーとして経営等に参画できるようにするため、家族経営協定の普及や有効な活用を含め、女性の経営上の位置付けの明確化や経済的地位の向上のために必要な取組を推進します。

【施策の方向】

政策・方針決定過程への女性の参画拡大 重点施策

具体的施策	取組内容	担当課
市の審議会等への女性の登用促進	市の審議会等における女性の登用率を把握し、担当課へ必要に応じて登用の働きかけを行い、政策や方針の決定過程への女性の参画を促進します。	市民協働推進課 職員課
市の女性職員の活躍推進	「千歳市女性職員の活躍推進に関する特定事業主行動計画」に基づき、女性職員がこれまで以上に力を発揮し、活躍できる組織づくりを目指す取組みとして、仕事と家庭の両立支援、女性職員のキャリア形成支援、管理職の指導・育成力の向上等に向けた、研修実施や職場環境の整備を進めます。	職員課

女性の就労支援の推進 重点施策

具体的施策	取組内容	担当課
再チャレンジ支援セミナーの開催	職場や地域で活躍するためのノウハウやスキルアップを促すセミナーを開催し、実践に向けて始動するきっかけづくりを行います。	市民協働推進課
建設工事入札参加資格の発注者別評価点における女性技術者雇用の評価	毎年策定する「公共工事の執行方針」において「女性技術者雇用」の促進について盛り込むとともに、建設工事入札参加資格の発注者別評価点に女性技術者雇用の評価項目を用い、女性技術者を含めた中長期的な担い手の育成確保を図ります。	契約管財課
女性の再就職に向けた支援	女性の再就職を支援するため、ハローワークの求人情報を市ホームページに掲載するほか、市が運営する雇用情報ポータルサイト「ちとせの仕事」にて、求人募集中の企業の魅力を紹介するとともに、女性を対象としたセミナー等に関する情報提供を行います。	商業労働課
認定農業者などの維持・育成	農業経営における女性の後継者を確保するため、認定農業者などに対し家族経営協定の締結、各種研修会及び婚活の場の提供を促進します。	農業振興課
農業の多様な担い手の育成	女性農業者の経営参画を促進するため、北海道等による女性農業者に対するネットワーク活動、「千歳市人・農地プラン」を軸とした地域の活性化と経営の多角化に対する活動及び経営能力向上のための研修会等を促進します。	農業振興課
農業経営における家族協定の普及啓発	家族経営に携わる女性の農業経営への一層の参画を図り、経営改善に有効な取組である家族協定を推進するため、関係機関と連携の上、各種会議等の機会にパンフレット等を利用し、農業者へ普及啓発を行います。	農業委員会 管理課

男女均等な機会と処遇の確保

具体的施策	取組内容	担当課
職場環境と労働条件の整備の推進	男女均等な職場環境の整備と非正規労働者の待遇改善のため、各種法令と助成金の情報を市ホームページに掲載し、周知するほか、窓口や電話による労働相談に対応します。	商業労働課



推進課題（２）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

少子高齢化の進展や共働き世帯が増加し、今後、育児や介護といった家庭生活における男性の役割が増加する中で、これまで長時間労働を当然とする働き方が多かった男性においても、短時間勤務や所定労働時間内での勤務等、労働に関する時間制約が生じる者の増加が見込まれます。

男女が共に仕事と生活を両立しつつ、その個性と能力を発揮して活躍できるよう、これまでの働き方を抜本的に見直す必要があります。

男女の働き方・暮らし方・意識を変革し、男性中心型労働慣行等を見直すことにより、互いに責任を分かち合いながら家事・育児・介護等へ参画し、また、地域社会への貢献等、あらゆる分野において活躍するとともに、自己啓発等にかかる時間を確保できるなど、職業生活その他の社会生活と家庭生活との調和が図られた、男女が共に暮らしやすい社会の実現を目指します。

【施策の方向】

長時間労働の削減などの働き方改革の推進 重点施策

具体的施策	取組内容	担当課
仕事と育児・介護の両立ができる職場環境整備の推進	事業所の両立支援に係る取組を支援するための国の助成金や事業のほか、長時間労働の削減や年次有給休暇の取得促進等の取組・制度等を市ホームページに掲載し、周知に努めます。	商業労働課

男女共同参画社会のすがた

職場では

- ・ 募集・採用や昇進・配置、賃金などでの男女格差が解消され、個性、能力、意欲などが十分に発揮できています。
- ・ 方針決定過程の場に男女が対等に参画し、生き生きと活躍しています。
- ・ 家庭生活とバランスのとれた労働時間で、男性も女性も共にゆとりと充実感を持って働き続けています。

4 基本方針4 男女が共に支えあう地域づくり

推進課題(1) 安心して子どもを育てられる環境の整備

男女が共に、子育てをしながら働き続けられるよう、また、出産・子育てにおいて、男女の多様な選択が可能となるよう、それを支える子育て支援サービスの充実に取り組みます。

また、ひとり親家庭に対し、世帯や子どもの実情に応じたきめ細かな自立支援を行います。

【施策の方向】

多様なニーズに対応した子育て支援の充実

具体的施策	取組内容	担当課
子育て支援サービス情報の提供	子育て支援に関する総合情報誌「千歳市子育てガイド」を発行するほか、子育て支援ホームページ「ちとせ子育てネット」の適宜更新など、各種媒体を通じ子育て支援に関する制度・サービスなどの多様な情報を一元的に発信します。	こども政策課
多様な保育サービスの充実	通常保育のほか、延長保育、一時預かり事業、休日保育、病児・病後児保育、障がい児保育、ファミリー・サポートセンター事業を実施し、多様なニーズに対応した保育サービスを提供します。	こども政策課
子育て支援センター事業の実施	市内10か所の子育て支援センターにおいて、子育て中の親子が気軽に立ち寄れる「つどいの広場」を提供するとともに「子育てコンシェルジュ」による相談対応や「ママサポート」事業及び「ちとせ版ネウボラ」事業の実施により、子育てを支援し、家族が協力し安心して子どもを育てられる環境を整えます。	子育て総合支援センター
放課後の「子どもの居場所づくり」	児童館や学童クラブにおいて、就学後の子どもの安全・安心な居場所を確保すると同時に共働き家庭やひとり親家庭などを支援することで安心して子どもを育てられる環境を整えます。	子育て総合支援センター

ひとり親家庭への支援の推進

具体的施策	取組内容	担当課
自立支援体制の充実	母子・父子世帯の安定した就業環境を提供するため、高等職業訓練促進給付金等支給事業及び自立支援教育訓練給付金事業を実施し、早期の自立に向けた支援を行います。 ひとり親家庭を対象に、母子家庭等日常生活支援事業（ホームヘルパー派遣）を実施し、一時的に生活援助が必要な場合等の生活支援を行います。	こども家庭課
相談体制の充実	母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親世帯への自立促進に向けた相談業務や情報提供を実施します。	こども家庭課

推進課題（２）高齢者・障がい者が安心して暮らせる環境の整備

男女が共に、介護をしながら働き続けられるよう、それを支える福祉サービスの充実に取り組みます。また、高齢化が進展する中、高齢者が社会の重要な一員として、生きがいを持って活躍できるよう社会参加活動を促進するとともに、障がい者の就労支援を実施します。

【施策の方向】

高齢者・障がい者等の介護・自立支援の推進

具体的施策	取組内容	担当課
老人クラブの育成	千歳市老人クラブ連合会や単位老人クラブの運営を支援し、高齢者の活躍の場を広げるとともに、生きがいづくりや地域活動への貢献を推進します。	高齢者支援課
有償福祉サービスの実施	千歳市社会福祉協議会の自主事業として、協力会員が実施するホームヘルプサービスや、日常生活支援のためのサービス（ふとん丸洗いサービス、大掃除サービス）を提供することで、住み慣れた地域での在宅生活を支援します。	高齢者支援課

具体的施策	取組内容	担当課
地域包括ケアシステムの構築	高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制を構築します。	高齢者支援課
認知症高齢者支援の推進	認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、認知症地域支援推進員の配置や認知症初期集中支援チームの設置により、認知症の早期診断・早期対応に向けた体制の充実を図るとともに、認知症サポーター養成講座等による地域住民への普及啓発を行います。	高齢者支援課
介護予防サロン事業の充実	地域の高齢者や介護予防リーダーによる自主的ないきいき百歳体操などの実施による介護予防活動の支援と新たな介護予防サロンへの参画の支援を行います。	高齢者支援課
地域支援事業(介護予防)の推進	介護予防センターに委託し、介護予防教室、ノルディックウォーキング講習会、介護予防出前講座、介護予防リーダー養成講座、介護予防サロン活動支援、ボランティア養成講座などの介護予防事業を実施します。	高齢者支援課
障害福祉サービス等の提供体制の確保	障がい者が地域で自立した生活を送ることができるよう、地域生活支援事業や障害福祉サービスの提供体制の確保を図ります。	障がい者支援課
相談支援体制の充実・強化	障がい者やその家族などからの障害福祉サービスや医療などの各種相談に応じるとともに、相談支援事業所や障害福祉サービス事業所等と連携を図ります。	障がい者支援課
障害支援区分認定等事業	障害福祉サービスの支給希望者に対し、サービスの種類や量などを決定するための判断材料の一つとして、支援の度合を明らかにするための「障害支援区分」を認定し、認定結果等をもとに支給希望者のそれぞれの障がいの特性や心身の状態に応じたサービスの支給決定を行います。	障がい者支援課

具体的施策	取組内容	担当課
障がい者の就労支援と雇用機会の拡大	障がい者就労推進員による関係機関との連携調整や企業等における障がい者雇用の実態把握を行うとともに、雇用促進の啓発活動を行い、障がい者の就職や職場定着に向けた支援などを実施します。	障がい者支援課

福祉ボランティアが育つ環境の整備

具体的施策	取組内容	担当課
ボランティアの育成及び支援	社会福祉協議会が運営するボランティアセンターの運営費を助成することで、ボランティアの育成及び支援を図ります。市民がボランティアを始めるきっかけづくりとして、活動を行うことでポイントを貯め、貯めたポイントは換金のほか、寄付ができる「千歳市きずなポイント事業」を実施し、ボランティアの活性化を図ります。	福祉課
意思疎通支援体制の充実	手話通訳や要約筆記に関する講習会を実施し、障がい者の日常生活や社会生活を支援するボランティアの養成を行います。	障がい者支援課

推進課題（３）地域における男女共同参画の推進

地域は、家族だけではなく様々な年齢や立場の人とふれあう場であり、地域住民同士のつながりが大切です。お互いを尊重し、男女を問わず個性や能力を発揮することが活力ある地域づくりにつながっていくことから、男女共同参画社会の実現に向けた啓発に努めます。

また、女性の社会的地位の向上や豊かな社会づくりを担う女性団体の活動を支援します。

【施策の方向】

地域活動における男女共同参画の推進

具体的施策	取組内容	担当課
男女共同参画環境づくり セミナーの開催	地域における男女共同参画の意識啓発を図るため、町内会連合会と協力し、セミナーを開催します。	市民協働推進課
女性団体の活動支援	千歳市女性団体協議会の運営に対し補助金を交付することにより、女性の社会的地位の向上や豊かな社会づくりを担う女性団体の活動を支援します。	生涯学習課



推進課題（４）男女共同参画の視点に立った防災体制の確立

災害は、地震、噴火、風水害等の自然現象（自然要因）とそれを受け止める側の社会の在り方（社会要因）により、その被害の大きさが決まってくると考えられています。性別、年齢や障がいの有無等、様々な社会的立場によって影響は異なることから、社会要因による災害時の困難を最小限にする取組が重要です。

平常時における固定的な性別役割分担意識が影響して、災害後には、増大する家事、子育て、介護等の家庭的責任が女性に集中することなどの問題が明らかになっています。東日本大震災においては、様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、男女のニーズの違い等が配慮されないなどの問題が生じました。災害時には、平常時における社会の課題が一層顕著になって現れるため、平常時からの男女共同参画社会の実現が、防災・復興を円滑に進める基盤となります。

これらを踏まえ、女性と男性では災害から受ける影響に違いが生じることに配慮し、災害発生時に円滑な避難所運営、被災者支援等が図られるよう、男女共同参画の視点から防災訓練や啓発活動などを実施します。

【施策の方向】

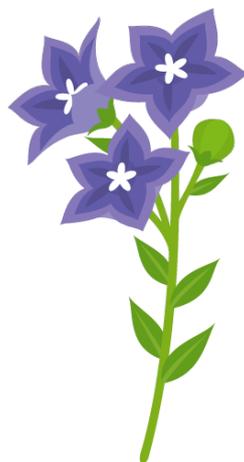
地域防災における男女共同参画の推進 重点施策

具体的施策	取組内容	担当課
防災訓練、市民防災講座等の防災イベントの実施	防災訓練、市民防災講座等の防災・減災に係るイベントを開催し、自主防災活動及び女性参画を促進します。	危機管理課
防火・防災思想の普及活動、応急手当の普及啓発の実施（消防団）	消防団による、一人暮らしの高齢者宅訪問、街頭広報活動等を実施し防火・防災を呼びかけます。 また、女性消防団員が率先して、市民や事業所職員等に救急講習を実施し、応急手当の重要性を普及させ、災害時の応急救護に役立てます。	消防本部 総務課
防火委員が参画する火災予防啓発事業の実施	女性を含む防火委員による市民火災予防運動及び千歳市防火委員研修会、救急講習への参画から得た知識を地域住民へ伝え、市民全体の防火意識及び応急手当の啓発を図ります。	消防本部 予防課

男女共同参画社会のすがた

地域では

- ・地域に残る固定的な性別観に基づく古い習慣やしきたりが見直され、一人ひとりの考え方や行動が尊重されています。
- ・女性も男性も対等に企画や方針決定に関わり、大人も子どもも共に豊かで住みよい地域づくりに貢献しています。
- ・だれもが地域社会の一員として、住みよさを実感し、連帯感も育まれています。



5 基本方針5 プランの推進体制の充実

男女共同参画の推進にかかる施策は広範囲にわたっており、男女共同参画社会の実現には長期的な視野に立った取組が必要です。

千歳市においても全庁的に男女共同参画の視点でのまちづくりを推進していくとともに、市民や市民団体、関係機関と連携・協力し、地域全体で取組を推進していきます。

【施策の方向】

推進体制の充実

具体的施策	取組内容	担当課
プランの進行管理	プランの着実な進行を目指し、毎年度、プランの事業実績の把握と評価を行い、評価の際には、事業の実施状況を基に、事業内容の点検や見直しを行い、さらなる施策の推進を図ります。	市民協働推進課
庁内推進体制の充実	男女共同参画施策について総合的かつ計画的な推進を図るため、次長職で構成する千歳市男女行政推進委員会を中心として、関係各課との連絡調整や情報の共有化に努め、横断的な検討や調整を行います。	市民協働推進課
ちとせ男女平等推進会議の開催	関係者や公募による市民で構成するちとせ男女平等推進会議を開催し、プランの推進に関し必要な事項について協議を行い、本会議からの意見を受け、施策の効果的な推進を図ります。	市民協働推進課

市民・市民団体・関係機関との連携

具体的施策	取組内容	担当課
関係機関等との連携	ちとせ男女平等推進会議委員、ちとせ男女共同参画推進ねっと登録団体、ちとせ男女共同参画推進スタッフ等、市民や市民団体、関係機関と連携・協力し、地域全体で取組を推進していきます。	市民協働推進課

6 成果目標

男女共同参画社会の実現に向けた取組の進捗状況を把握するため、基本方針ごとの成果目標を設定します。

基本方針	項目	現状 (H28)	目標 (H38)
1 男女が共に 支えあう 意識づくり	「男女共同参画社会」という用語の 周知度(アンケートの回答率)	84.2%	100%
	配偶者からの暴力の相談窓口の周 知度(アンケートの回答率)	-	75%
2 男女が共に 支えあう 家庭づくり	市における男性職員の配偶者出産 休暇の取得率	75.9% (H27)	95%
	子宮がん検診・乳がん検診受診率	子宮がん 33.0% 乳がん 33.6% (H27)	子宮がん 50% 乳がん 50%
3 男女が共に 支えあう 職場づくり	市の審議会等委員に占める女性の 割合	38.7%	45%
	市の行政職における管理職に占め る女性の割合	8.5%	10%
4 男女が共に 支えあう 地域づくり	男女共同参画環境づくりセミナー の参加者数	70人	100人
	防災訓練・市民防災講座の女性参加 率	16%	20%